

香川県報



第 100 号

平成 18 年

12月19日(火曜日)

香川県知事 真鍋 武紀

香川県規則第九十五号

香川県子ども女性相談センター規則の一部を改正する規則

香川県子ども女性相談センター規則（平成十二年香川県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「五人」を「六人」に改める。

第七条第三項中「六人」を「七人」に改める。

附則

この規則は、平成十八年十二月二十日から施行する。

告 示

香川県告示第七七七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第一項の規定により、自立支援医療（精神通院医療）を担当させる医療機関を平成十八年十二月一日次のとおり指定した。

平成十八年十二月十九日

香川県知事 真鍋 武紀

規 則

目 次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

●香川県子ども女性相談センター規則の一部を改正する規則（子育て支援課） 一

障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）

漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅（水産課）

公有水面埋立工事の竣功認可（建設課）

道路の位置指定（建設課） 五

公 告

土地改良事業の適否決定（三件）（土地改良課） 六

土地改良事業の認可（建設課）

土地改良事業の同意（建設課）

県営土地改良事業の特別減歩換地の指定（建設課）

選挙管理委員会告示

●平成十八年香川県選挙管理委員会告示第七七五号（個人演説会等を開催することのできる施設として指定された施設）の一部改正 八

平成十八年香川県選挙管理委員会告示第七七十号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨）の一部訂正

規 則

香川県子ども女性相談センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月十九日

医療機関の名称	所在地
医療法人社団康生会 高松大林病院	高松市番町1-10-3
医療法人社団三愛会 三船病院	丸亀市柞原町366
つばさクリニック	坂出市川津町2495-1
医療法人社団赤心会 赤沢病院	坂出市府中町325
医療法人社団五色会 五色台病院	坂出市加茂町963
坂出メンタルクリニック	坂出市駒止町1-3-5
坂出聖マルチン病院	坂出市谷町1-4-13
医療法人日昭会 岡病院	さぬき市志度1562
医療法人社団緑生会 近藤内科クリニック	東かがわ市町田697-1
三豊市立永康病院	三豊市詫間町詫間1298-2
医療法人社団和風会 橋本病院	三豊市山本町財田西902-1
三豊市立西香川病院	三豊市高瀬町比地中2986-3
医療法人社団有燐会 溝渕クリニック	綾歌郡綾川町滝宮555-1
香川県厚生農業協同組合連合会滝宮総合病院	綾歌郡綾川町滝宮486
宇多津浜クリニック	綾歌郡宇多津町浜五番丁66-1
医療法人社団相愛会 川口医院	仲多度郡まんのう町炭所西1528-1
一宮薬局	高松市一宮町783-2
有限会社社上薬局高松店	高松市中央町1-26 藤沢ビル1階
かもめ調剤薬局	高松市東山崎町165-13
サン調剤薬局	高松市前田東町743-10
こぼんや薬局	高松市塩江町安原上東379-5
有限会社かやまち調剤薬局今津店	丸亀市今津町535-5
キッズ調剤薬局	丸亀市今津町726-9
のぞみ薬局	丸亀市川西町北1360-11
コスモ調剤薬局柞原店	丸亀市柞原町下所181-1
そうごう薬局丸亀店	丸亀市米屋町42-1
有限会社かやまち調剤薬局米屋町店	丸亀市米屋町9-4
調剤薬局ハロ	丸亀市幸町1-2-5
あいる調剤薬局	丸亀市幸町1-5-19
氏家薬局	丸亀市城西町2-8-6
株式会社サン調剤薬局	丸亀市城東町2-14-33
サンアイリス薬局丸亀店	丸亀市城東町2-9-27
城東調剤薬局	丸亀市城東町3-10-8
ベル調剤薬局健康館	丸亀市城東町3-10-8
津森調剤薬局	丸亀市津森町216-3
京町薬局丸亀店	丸亀市南条町47-3
あすか調剤薬局	丸亀市宗古町1-2
正木調剤薬局	丸亀市飯山町川原228-40
正木薬局川原店	丸亀市飯山町川原832-9
有限会社宮川薬局飯山店	丸亀市飯山町下法軍寺380-1
大屋富薬局	坂出市大屋富町2034
有限会社正木薬局かも店	坂出市加茂町578-5
有限会社フレンド調剤薬局	坂出市川津町2805-8
こまどめ調剤薬局	坂出市駒止町1-3-5 ライフスクエア坂出1階
ジオ薬局坂出西店	坂出市白金町3-6-15
有限会社フレンド調剤薬局谷町店	坂出市谷町1-3-26
オリーブの樹薬局	坂出市八幡町3-2-18
有限会社ふじみ調剤薬局	坂出市文京町1-7-19
大学薬局むろまち	坂出市室町2-7-15
コスモ調剤薬局室町店	坂出市室町3-1-5
元町調剤薬局	坂出市元町1-5-8
有限会社宮川薬局	善通寺市上吉田町2-3-20
社団法人香川県薬剤師会営西部調剤薬局	善通寺市善通寺町4-7-36
ファーマシー観音寺薬局	観音寺市植田町1008-1
ヒロ調剤薬局	観音寺市大野原町花稲800
ふじや薬品株式会社ふじや薬局	観音寺市観音寺町甲2993-1
有限会社石川薬局	観音寺市観音寺町甲3027
ふじや薬局黒淵	観音寺市柞田町乙1490-3
サンシャインスター薬局	観音寺市柞田町甲841
ケイ・アイ薬局	観音寺市豊浜町姫浜830
快生堂豊浜調剤薬局	観音寺市豊浜町姫浜865-1
有限会社片山薬局	さぬき市寒川町石田東甲385-10
株式会社日本サンメディックス東部調剤薬局	さぬき市寒川町石田東甲404-1
レデイさぬきしど調剤薬局	さぬき市志度632-4
東部調剤薬局津田店	さぬき市津田町津田992-5
有限会社松村薬局大内店	東かがわ市川東101
大黒屋薬局	東かがわ市三本松680-77

東部調剤薬局松原店	東かがわ市松原962-1
松村薬局	東かがわ市松原969-13
有限会社松村薬局 松村調剤薬局	東かがわ市湊1830-1
クローバ薬局	東かがわ市湊844-6
有限会社松村薬局本店	東かがわ市湊水入1911-5
モリイト薬局	三豊市高瀬町新名911-3
香川漢方薬局	三豊市高瀬町新名963-1
ジョイ薬局	三豊市高瀬町新名982-1
株式会社正木 あおぞら調剤薬局	三豊市詫間町松崎303-5
有限会社関薬局	三豊市詫間町松崎680
さかいめ薬局	三豊市仁尾町仁尾丁898-8
みどり調剤薬局	三豊市山本町財田西902-4
神原薬局	三豊市山本町辻329
調剤薬局げんきまん	小豆郡小豆島町池田3427-2
やまもと調剤薬局内海店	小豆郡小豆島町片城甲44-353
有限会社岩井薬局	小豆郡土庄町甲399-1
大川調剤薬局	小豆郡土庄町洲崎甲2031-8
有限会社西崎薬局	小豆郡土庄町洲崎甲877-1
大石調剤薬局	小豆郡土庄町洲崎下赤穂屋甲1936
くすのき調剤薬局	木田郡三木町池戸3236-1
アイ調剤薬局	木田郡三木町池戸甲1745-20
ジオ薬局三木店	木田郡三木町鹿伏374-1
ジオ薬局平木店	木田郡三木町平木7
クスリのユタカ田伏薬局	木田郡三木町鹿伏327-1
ひかみ調剤薬局	木田郡三木町氷上1232-6
ブラム調剤薬局	綾歌郡綾川町陶4084-10
たきのみや三好薬局	綾歌郡綾川町滝宮1352-1
有限会社辻上薬局綾上店	綾歌郡綾川町山田上甲1275-2
かざしが丘調剤薬局	綾歌郡綾川町畑田696-16
瀬戸調剤薬局	綾歌郡宇多津町浜五番丁53-1
うじけ調剤薬局	仲多度郡琴平町299-5
すなはら薬局	仲多度郡琴平町320-18
さくま調剤薬局	仲多度郡琴平町753-4
そうごう薬局琴平店	仲多度郡琴平町榎井775-13
レデイ薬局多度津店	仲多度郡多度津町北鴨2-10-1
ほほえみ薬局	仲多度郡多度津町寿町2-37
株式会社神原薬局	仲多度郡多度津町本通1-4-39
わかば調剤薬局仲南店	仲多度郡まんのう町買田233-11
吉野調剤薬局	仲多度郡まんのう町吉野1572-8

九、五四六・八三平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 埋立免許の年月日及び番号

1 免許年月日

平成十一年四月六日

2 免許番号

一〇水A第一五四号

香川県告示第七百十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十八年十二月十九日

香川県知事 真鍋 武紀

一 指定番号 中土指道 第十九号

二 指定年月日 平成十八年十二月七日

三 指定道路の位置 仲多度郡まんのう町東高篠字公文境二〇八、一〇九一及び一〇九四

〇九四

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇〇メートル

延長 三六・八〇メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年十二月七日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年十二月二十七日から平成十九年一月二十二日まで縦覧に供する。

平成十八年十二月十九日

香川県知事 真鍋 武紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市川島土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）金法寺地区	高松市産業部土地改良課
"	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）新池谷地区	"
"	単独市費補助土地改良事業（水路改修事業）新池西地区	"
高松市屋島東町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）宮ノ窪地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）宅見池地区	"

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年十二月七日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年十二月二十七日から平成十九年一月二十二日まで縦覧に供する。

香川県知事 真鍋 武紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
満濃町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中井手地区	まんのう町土地改良課
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下所地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）山下地区	"

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年十二月七日適当と決定した。
その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年十二月二十七日から平成十九年一月二十二日まで縦覧に供する。
平成十八年十二月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名	縦覧場所
旭東上地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）旭東上地区	まんのう町土地改良課
下大宮地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下大宮地区	"
本村東地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）本村東地区	"
下村下所地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）下村下所地区	"
林地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）林地区	"

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、四箇池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業）（かんがい排水事業）（明神股地区）を行うことについて平成十八年十二月八日認可した。
平成十八年十二月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる市が当該下欄に掲げる土地改良事

業を行うことについて平成十八年十二月八日同意した。
平成十八年十二月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市 名	土地改良事業名
さぬき市	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）馬次地区
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）楠木地区
"	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）真鍋池地区

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営農村振興総合整備事業三木北部地区（第二工区）において樹立する換地計画に關し、次の従前の土地は、地積を特に減じる土地として指定したので、同条第二項において準用する同法第五十三条の二第三項の規定により公告する。
平成十八年十二月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

従前の土地の表示

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減ずる地積
木田郡三木町大字 池戸字四角寺	一一四四	田	田	七五〇平方メートル	二〇〇平方メートル
"	一一〇九	田	田	二八〇平方メートル	二〇〇平方メートル
"	一〇六七	田	田	七六〇平方メートル	二〇〇平方メートル
"	一〇九七	田	田	二四七平方メートル	一〇〇平方メートル
木田郡三木町大字 井上字西山田	五九三一	田	田	三〇七平方メートル	一三〇平方メートル

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三九二一	三三五一	三九四一	二九七	二九六一	三六二一	二八四	四〇二一	三四五一	三四八	二八九一	三〇六	三九五一	二九三一
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
ル二八四平方メートル	ル二四七平方メートル	ル四四七平方メートル	ル四二六平方メートル	ル四〇九平方メートル	ル七六一平方メートル	ル二、四三二平方メートル	ル一、二八二平方メートル	ル五九三平方メートル	ル六〇一平方メートル	ル一、二三二平方メートル	ル七五〇平方メートル	ル八九三平方メートル	ル二五七平方メートル
ル一五〇平方メートル	ル一五〇平方メートル	ル二五五平方メートル	ル二〇〇平方メートル	ル二五〇平方メートル	ル四七五平方メートル	ル二六五平方メートル	ル五〇〇平方メートル	ル二三九平方メートル	ル三〇〇平方メートル	ル五〇〇平方メートル	ル三〇〇平方メートル	ル三〇〇平方メートル	ル一〇〇平方メートル

選挙管理委員会告示

〃	木田郡三木町大字井上字草田	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二二六	二二五一	六一七	七〇一	五三四一	七〇〇一	四三三	六一八	六〇八一	六一〇	六〇八二	四〇三一	三四三一	
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	
ル五七一平方メートル	ル三八六平方メートル	ル七九〇平方メートル	ル一、〇八七平方メートル	ル六七九平方メートル	ル五九七平方メートル	ル一、三一七平方メートル	ル九一五平方メートル	ル九〇五平方メートル	ル六一一平方メートル	ル一八五平方メートル	ル二、四一九平方メートル	ル三九二平方メートル	
ル二二四平方メートル	ル二二二平方メートル	ル二三五平方メートル	ル二五〇平方メートル	ル三〇〇平方メートル	ル二〇〇平方メートル	ル二〇〇平方メートル	ル二〇六平方メートル	ル三〇六平方メートル	ル二二〇平方メートル	ル一〇〇平方メートル	ル三四八平方メートル	ル二六一平方メートル	

香川県選挙管理委員会告示第七十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三号の規定により、個人演説会等を開催することができる施設として平成十八年十二月二日東かがわ市鈴竹コミュニティセンター及び東かがわ市五名コミュニティセンターを指定した旨東かがわ市選挙管理委員会から報告があつたので、平成十八年香川県選挙管理委員会告示第七十五号（個人演説会等を開催することのできる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。

平成十八年十二月十九日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

表東かがわ市の部白鳥中央公園体育館の項の次に次のように加える。

東かがわ市鈴竹コミュニティセンター	東かがわ市五名三六一番地一
東かがわ市五名コミュニティセンター	東かがわ市五名一四〇〇番地

香川県選挙管理委員会告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支等に関する報告書について、自由民主党香川県第二選挙区支部から訂正の報告があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十八年香川県選挙管理委員会告示第七十号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正する。

平成十八年十二月十九日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

政党的支店の部自由民主党香川県第二選挙区支部のうち4中

「個人分	2,970,000円	を
法人その他の団体分	19,147,514円」	を
個人分	3,070,000円	に改め
法人その他の団体分	19,047,514円」	に改め
同部自由民主党香川県第二選挙区支部の部	1,000,000円	を
「藤山 昌彦	東京都杉並区」を	

藤山 昌彦	1,000,000円	東京都杉並区
伊藤 雅治	100,000円	東京都世田谷区」に改め
「全国社会保険労務士会連合会	100,000円	東京都港区」を削る。

